香川高等専門学校環境・施設マネジメント委員会規程

制　　定 平成２３年　３月　３日
一部改正 平成２９年　４月　１日
一部改正 令和　２年１１月２６日
一部改正 令和　７年　４月１７日

（趣旨）

第１条　この規程は，香川高等専門学校内部組織規則第２２条第２項の規定に基づき，香川高等専門学校環境・施設マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第２条　委員会は，環境及び施設整備に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

一　教育研究施設及び設備の整備に関すること。
二　環境目的及び目標の設定，定期的な見直し及び継続的な改善に関すること。
三　学生支援面の施設及び設備に関すること。
四　使用状況の実態調査等施設に係る点検・評価に関すること。
五　施設の効率的利活用のための改善計画・促進に関すること。
六　その他環境及び施設整備に関すること。

（組織）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

一　校長
二　副校長
三　各主事
四　各校長補佐
五　専攻科長
六　各専攻長
七　各学科長
八　事務部長
九　その他校長が必要と認めた者

（委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は，校長をもって充てる。

３　委員長は，委員会を招集し，議長となる。

４　副委員長は，校長が指名する前条第２号の委員をもつて充てる。

５　委員長に事故あるときは，副委員長がその職務を代行する。

（キャンパス部会）

第５条　委員会の下に，高松キャンパス部会及び詫間キャンパス部会（以下「部会」という。）を置く。

２　部会の委員は，副校長及び別表に定める職員をもつて組織する。

（部会長）

第６条　部会に部会長を置き，副校長をもつて充てる。

２　部会長は，部会を招集し，議長となる。

３　部会長に事故あるときは，部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第７条　委員長は，必要があるときは委員以外の者を委員会に出席させることができる。

２　部会長は，必要があるときは委員以外の者を部会に出席させることができる。

（事務）

第８条　委員会及び部会の事務は，管理課において処理する。

附　則

この規程は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和２年１１月２６日から施行し，令和２年４月１日から適用する。

附　則

この規程は，令和７年４月１７日から施行し，令和７年４月１日から適用する。

別表（キャンパス部会委員）

高松キャンパス	詫間キャンパス
・教務主事 ・学生主事 ・寮務主事 ・専攻長 ・一般教育科長 ・機械工学科長 ・電気情報工学科長 ・機械電子工学科長 ・建設環境工学科長 ・図書館長 ・学生相談室長 ・キャリアサポートセンター長又は副センター長 ・地域人材開発本部長又は副本部長 ・情報基盤センター長又は副センター長 ・AI社会実装教育研究本部長又は副本部長 ・社会基盤メンテナンス教育センター長 ・技術教育支援室長 ・事務部長	・教務主事 ・学生主事 ・寮務主事 ・専攻長 ・一般教育科長 ・通信ネットワーク工学科長 ・電子システム工学科長 ・情報工学科長 ・図書館長 ・学生相談室長 ・キャリアサポートセンター長又は副センター長 ・地域人材開発本部長又は副本部長 ・情報基盤センター長又は副センター長 ・AI社会実装教育研究本部長又は副本部長 ・技術教育支援室長 ・事務部長